

「和歌山県統合型リゾート（IR）」公聴会の開催について

和歌山県では、和歌山マリーナシティへ統合型リゾート（IR）を誘致するため、特定複合観光施設設置運営事業に係る事業者と共同して、和歌山県特定複合観光施設区域整備計画を作成しているところです。

この度、特定複合観光施設区域整備法第9条第7項に基づき、以下のとおり公聴会を開催します。

なお、公聴会は公述の場であり、説明会ではありません。

1. 開催日時、会場及び定員

（第1回）

日時：令和4年3月12日（土）14時00分～16時00分

会場：海南商工会議所 大ホール

（和歌山県海南市日方 1294-18）

定員：公述人 20人

傍聴人 60人

（第2回）

日時：令和4年3月13日（日）14時00分～16時00分

会場：和歌山城ホール 大会議室

（和歌山県和歌山市七番丁 25-1）

定員：公述人 20人

傍聴人 60人

2. 公述及び傍聴の対象となる資料（対象資料）

ア 和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）

令和4年2月9日（水）公表資料

イ 和歌山県特定複合観光施設区域整備計画（案）＜国申請様式版＞

令和4年2月18日（金）公表資料

3. 公述について

（1）対象者

ア 和歌山県在住の方

イ 和歌山県外在住で和歌山県へ通勤・通学の方

（2）申込方法

- ・公述を希望される方は、本公聴会の公述申込書（添付1）に必要事項を記載のうえ、以下のいずれかの方法により、「7.問い合わせ先」に記載の和歌山県 IR 推進室までお申込みください。

ア メール

イ FAX

ウ 郵送

- ・第1回と第2回の公聴会のいずれも申し込むことは可能ですが、公述はいずれかの公聴会1回までとなります。
- ・団体としての申込みに関しては、多様な意見を聴取する趣旨から、1団体から1名の申込みとさせていただきます。
- ・以下のいずれかに該当する場合、申込みは無効となります。
 - ・申込者が、上記（1）対象者の要件に該当しない場合
 - ・期日を過ぎて申し込んだ場合
 - ・所定の様式以外により申し込んだ場合
 - ・その他、公述申込書の記入要領に照らし、記載事項に不備がある場合
（例）意見の要旨が1,000字を超えた場合
日本語以外で申し込んだ場合
意見の要旨が対象資料とは直接関係のない場合

（3）申込期日

令和4年3月2日（水）必着

（4）公述人の選定

- ・申込者多数の場合は、多様な趣旨の意見を聴取することができるよう公述人を選定します。
- ・公述いただけるかどうかについては、令和4年3月4日（金）までに申込者へ連絡します。公述人として選定した方には、別途、「公述通知」を郵送にて送付しますので、当日はこの「公述通知」をお持ちください。

（5）公聴会当日の公述について

- ア 当日は以下のものをお持ちいただき、ご提示をお願いします。これらの必要な書類等が確認できない場合、会場へ入場できない場合があります。
 - ・事前にお送りした「公述通知」
 - ・本人確認書類（原本）※氏名、住所を確認できるもの
（例）運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、各種保険証
 - ・和歌山県外在住で和歌山県へ通勤・通学の方に関しては、通勤・通学先が分かるもの（社員証、学生証など）をご持参のうえご提示ください。

イ 公述時間

1人あたり5分以内とし、ほかの公述人との持ち時間の融通はできません。また、1会場あたりの公述人が20人に満たない場合であっても、1人あたりの公述時間は5分以内とします。

ウ 公述の方法

- ・公述は報道を含めて公開で行いますが、氏名・所属等を発言いただく必要はありません。
- ・公述は、申込みの際に記入いただいた意見の要旨の範囲内で、日本語で行ってください。
- ・公述の対象資料と直接関係のない意見を公述することはできません。
- ・公述時間（1人あたり5分以内）を超えて公述することはできません。
- ・公述に対する県から見解を示すことや、その他の質疑応答はありません。
- ・申込者以外の方による公述はできません。ただし、病気や災害その他のやむを得ない理由により出席できない場合は、公聴会開始までに連絡いただいた場合のみ、申込時に記入された公述意見の要旨を和歌山県 IR 推進室職員が代読します（無断欠席の場合は対応しません）。

エ 公述意見の取扱い

- ・公述いただいた意見については、和歌山県特定複合観光施設区域整備計画作成の参考とさせていただきます。
- ・公述いただいた意見は、意見に対する県の考え方とともに、プライバシーの保護等に十分配慮した上で、県ホームページで公表します（ご意見の内容以外は公表しません）。

4. 傍聴について

(1) 対象者

お住まいが県内・県外に関わらず、どなたでも申込みいただけます。

(2) 申込方法

- ・傍聴を希望される方は、本公聴会の傍聴申込書（添付2）に必要事項を記載のうえ、以下のいずれかの方法により、「7.問い合わせ先」に記載の和歌山県 IR 推進室までお申込みください。

ア メール

イ FAX

ウ 郵送

- ・第1回と第2回の公聴会のいずれも申し込むことは可能ですが、傍聴はいずれかの公聴会1回までとなります。

(3) 申込期日

令和4年3月2日(水) 必着

(4) 傍聴人の選定

- ・ 申込者多数の場合は、抽選により傍聴人を選定します。
- ・ 傍聴いただけるかどうかについては、令和4年3月4日(金)までに申込者へ連絡します。傍聴人として選定した方には、別途、「傍聴通知」を郵送にて送付しますので、当日はこの「傍聴通知」をお持ちください。「傍聴通知」を確認できない場合、会場へ入場できない場合があります。

5. 注意事項

公述人、傍聴人の方に関しては、以下の事項を遵守してください。これらを守っていただけない場合は、退場いただく場合があります。

- (1) 担当者の指定した場所以外へ立ち入らないこと
- (2) 公聴会中は、携帯電話等の電源は切るか、マナーモードに設定し、通話はしないこと
- (3) 公聴会中は静粛を旨とし、以下の行為を行わないこと
 - ・ 私語、野次その他の公述以外の発言
 - ・ 公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 公述中への入退場(ただし、やむを得ない場合を除く)
 - ・ 撮影及び録音
 - ・ 飲食及び喫煙
- (4) 危険なもの、ほかの参加者の迷惑や会場運営の妨げになるものを会場及び施設・敷地内に持ち込まないこと
- (5) 会場及び施設・敷地内でほかの参加者にビラ等を配布しないこと
- (6) プラカード、のぼり、横断幕の持込みや、はちまき、ゼッケン、バッジを着用する等の方法により会場及び施設・敷地内で意見を表明しないこと
- (7) その他、担当者の指示に従うこと

6. その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日は、マスクの着用等感染症対策にご協力をお願いします。
- ・ 会場周辺において近隣住民及び周囲の迷惑になるような行為はご遠慮ください。
- ・ 当日は、報道機関による取材のため会場内を撮影する場合がありますので、ご了承ください。
- ・ 公述及び傍聴の申込みの際に記載いただいた個人情報、対象者の確認、本公聴会の

実施に関する連絡、入場受付、感染拡大防止の取組以外に使用いたしません。

7. 問い合わせ先

本公聴会に関する問い合わせ、公述及び傍聴希望の申込みは、下記にお願いします。
なお、公聴会の会場への問い合わせはご遠慮ください。

和歌山県企画部企画政策局企画総務課 IR 推進室

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電話：073-441-2334

FAX：073-422-1812

メール：e0201001@pref.wakayama.lg.jp

※電話でのお問い合わせは、平日（土・日・祝以外）の9:00～17:45にお願いします。